

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2020(令和2)年度
9号(通算385号)
(令和2年12月28日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報	
1. 【厚労省】令和3年度予算政府案が閣議決定される	2
2. 【厚労省】令和2年度第三次補正予算案が閣議決定される	8
3. 【厚労省】第23回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される ～令和3年度報酬改定の基本的な方向性が承認される～	10
4. 【厚労省】社会保障審議会 障害者部会(第104回)が開催される ～令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性(案)について協議～	11
5. 【厚労省】第3回障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会および 第1～3WGが開催される	11
6. 【厚労省】障害福祉施設及び事業所の職員のメンタルヘルス相談窓口等の設置	12
7. 【厚労省】障害福祉サービス・事業所職員のための感染対策マニュアルを公表	12
II. その他の関連情報	
1. 【全社協】令和2年度障害者虐待防止リーダー職員研修会の開催	13
2. 【全社協・中央福祉学院】社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集のご案内	14
3. 【全社協・中央福祉学院】社会福祉施設長資格認定講習課程 受講者募集のご案内	15
4. 【セルフ協】「#SELP チャレンジ with コロナ～未来に向けた SELP の挑戦!～」新規事例を掲載	15

1. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【厚労省】令和3年度予算政府案が閣議決定される

政府は、12月21日に令和3年度予算案を閣議決定しました。令和3年度予算案では、令和2年度第三次補正予算案と合わせ、感染拡大防止に万全を期しつつ、中長期的な課題（デジタル社会・グリーン社会、活力ある地方、少子化対策など全世代型社会保障制度等）にも対応する予算が掲げられています。

一般会計の歳入総額は106兆6,097億円（令和2年度当初予算比3兆9,517億円増）となり、歳入に占める税収は57兆4,480億円、公債金は43兆5,970億円であり、公債依存度は40.9%（令和2年度は31.7%）となっています。

歳出については、国債費が23兆7,588億円と歳出全体の22.3%を占め、これを除いた一般歳出は66兆9,020億円となり、その内、社会保障関係費は35兆8,421億円に達し、歳出全体の33.6%を占めています。

厚生労働省予算案における一般会計の総額は、33兆1,380億円（令和2年度当初予算比1兆519億円増・0.5%増）に達し、その中の社会保障関係費は32兆7,928億円（同1兆609億円増・0.5%増）です。

社会保障関係費の内訳は、年金12.6兆円（38.5%）、医療12.1兆円（36.8%）、介護3.5兆円（10.6%）、福祉等4.5兆円（13.7%）、雇用0.1兆円（0.3%）となります。

障害保健福祉部関係の予算案については2兆2,351億円（対前年度増減額929億円増・4.3%増）、その内の障害福祉サービス関係費については1兆7,303億円（対前年度増減額956億円増・5.8%増）となりました。

障害福祉サービス等報酬改定への対応としては、「福祉・介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、感染症等への対応力強化等を踏まえ、改定率は全体で+0.56%とする。うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価を+0.05%（令和3年9月までの間）とする」とされています。

《令和3年度障害保健福祉部予算案の概要》

◆予算額◆

(令和2年度予算額)		(令和3年度予算案)	(対前年度増減額、伸率)
2兆1,422億円	➡	2兆2,351億円	(+929億円、+4.3%)
※臨時・特例の措置分除く。			

◆障害福祉サービス関係費◆

(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費等)			
(令和2年度予算額)		(令和3年度予算案)	(対前年度増減額、伸率)
1兆6,347億円	➡	1兆7,303億円	(+956億円、+5.8%)

【主な事項】

■ 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保	1兆6,789億円
■ 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】	513億円
■ 障害福祉サービス提供体制の基盤整備	48億円

■ 聴覚障害児への支援など障害児支援の推進【一部新規】	4.4 億円
■ 芸術文化活動の支援の推進【一部新規】	4.6 億円
■ 視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進【一部新規】	4.2 億円
■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】	7.2 億円
■ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進【一部新規】	7.0 億円
■ 障害者に対する就労支援の推進【一部新規】	22 億円
■ 感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制の確保【新規】	14 億円

(※ () 内の金額は令和2年度予算額)

1 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

2兆2,131 億円 (2兆1,198 億円)

○ 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

① 障害児・障害者に対する良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

1兆6,789 億円 (1兆5,842 億円)

うち障害児支援関係 3,835 億円 (3,420 億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援を総合的に確保する。

② 障害福祉サービス等報酬改定への対応

福祉・介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、感染症等への対応力強化等を踏まえ、改定率は全体で+0.56%とする。

※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価を+0.05% (令和3年9月末までの間) とする。

(改定の基本的な方向性)

- 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
- 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応
- 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
- 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- 5 感染症や災害への対応力の強化等
- 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供

(2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】

513 億円 (505 億円)

障害者の理解促進や意思疎通支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。

(3) 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備 (社会福祉施設等施設整備費)

48 億円 (68 億円)

障害者等の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援事業等を行

う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進する。

(参考) 社会福祉施設等施設整備費補助金(障害者支援施設等における耐震化整備等支援事業)

(令和2年度3次補正予算案 82億円の内数)

障害福祉サービス施設等の防災・減災対策を講じるための施設整備(耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、浸水被害等に備えた改修等)に要する費用を補助するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修等の経費について補助する。

(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2.587億円(2.604億円)

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)や障害児入所施設等を利用する者に対する医療を提供する。また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1.749億円(1.724億円)
(略)

(6) 障害福祉の仕事の魅力発信 15百万円(15百万円)及び地域生活支援事業等の内数
障害福祉分野における多様な人材の参入を促進するため、障害福祉の仕事の魅力を伝えるパンフレットや動画等を活用した広報を行うとともに、地域の関係機関等と連携し、障害福祉の現場を知るための体験型イベント等の開催を行う。

(7) 障害児・障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進 6.2億円(6.1億円)

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、専門性の高い職員の確保や「虐待対応専門職チーム」の活用促進等を行うとともに、地域の関係機関の協力体制の整備、関係機関職員への研修の受講対象者の拡大、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。

② 障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進 12百万円(12百万円)

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施する。

③ 成年後見制度の利用促進のための体制整備 地域生活支援事業等の内数

成年後見制度の利用に要する費用の補助や法人後見に対する支援等を推進することにより、成年後見制度の利用を促進する。

(8) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援 8.9億円(8.9億円)

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対する補助事業について、小

規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(9) 障害児支援の推進

① 医療的ケア児への支援の拡充【一部新規】

2.2 億円 (1.4 億円) 及び 43 百万円 (54 百万円)

地域において、医療的ケア児を受け入れる体制を促進するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置を拡充し、相談体制の整備を進めるとともに、医療的ケア児等への支援者の養成、地域で関係者が協議を行う場の設置、医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築、医療的ケア児等の家族への支援を行うなど、総合的な支援を実施する。

② 聴覚障害児支援の推進

聴覚障害児支援のための中核機能の強化

1.7 億円 (1.7 億円)

保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修などを行う聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。

(10) 教育と福祉の連携の推進

地域生活支援事業等の内数

市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進及び地域支援対応力の向上を図るため、教育委員会や福祉部局、学校、障害児通所支援事業所等の関係者が障害児への切れ目ない支援について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担う「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置する。

(11) 障害者施策に関する調査・研究の推進

4 億円 (4 億円)

障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現状と課題を科学的に検証・分析し、その結果を政策に反映させていくため、調査・研究等への補助を行う。

○ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

(1) 芸術文化活動の支援の推進【一部新規】

4.6 億円 (4.1 億円)

障害者文化芸術活動推進法を踏まえ、芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を通した障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援のための都道府県センターの設置促進や障害者芸術・文化祭を開催する。

(2) 障害者自立支援機器の開発の促進

1.2 億円 (1.2 億円)

障害者自立支援機器の実用的な製品化を促進するため、企業のシーズと障害者のニーズとのマッチング強化や機器の開発企業に対する支援を実施する。

(3) 視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進【一部新規】

4.2 億円 (3.7 億円)

令和2年7月に策定された読書バリアフリー基本計画を踏まえ、視覚障害者等が読書に

親しめる環境を整備するため、インターネットを活用した点訳・音声図書の提供等を推進する。また、令和2年6月に公布された電話リレーサービス法を踏まえ、公共インフラとして着実な実施を図るため、手話通訳者等の養成の推進や、新しい手話表現の普及などの取組を促進する。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策、依存症の推進 222 億円 (223 億円)

(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】7.2 億円 (6.4 億円)
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を行う。また、精神疾患の予防や早期介入を図る観点から、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた「心のサポーター養成事業」を実施し、メンタルヘルスやうつ病、摂食障害などの精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保を推進する。

(2) 精神科救急医療体制の整備 17 億円 (17 億円)

(略)

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進 187 億円 (190 億円)

(略)

(4) アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策等の推進

① 依存症対策の推進 9.4 億円 (9.3 億円)

(略)

② アルコール健康障害対策の推進 19 百万円 (17 百万円)

(略)

(5) てんかんの地域診療連携体制の整備 18 百万円 (15 百万円)

(略)

(6) 摂食障害治療体制の整備 19 百万円 (12 百万円)

(略)

(7) こころの健康づくり対策等の推進

76 百万円 (70 百万円) 及び地域生活支援事業等の内数

(略)

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 7.0 億円 (6.3 億円)

(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 発達障害児・発達障害者に対する地域支援機能の強化 2.7 億円 (2.2 億円)

(略)

(2) 発達障害の初診待機解消に関する取組の推進 93 百万円 (82 百万円)

(略)

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| (3) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援
(略) | 1.6億円(1.6億円) |
| (4) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の普及
(略) | 1.4億円(1.3億円) |

4 障害者に対する就労支援の推進 22億円(14億円)

(※地域生活支援事業計上分を除く)

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援 | 7.7億円 |
|--------------------------------|-------|

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、地域生活支援促進事業により支援を行う。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (2) 工賃向上等のための取組の推進 | 6.4億円(6.0億円) |
|--------------------|--------------|

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。また、全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進 | 7.9億円(7.6億円) |
|-------------------------|--------------|

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

- | | |
|----------------------------------|-------|
| (4) 共同受注窓口を通じた全国的な受発注支援体制の構築【新規】 | 16百万円 |
|----------------------------------|-------|

就労継続支援事業所の全国的な受発注を進め、都道府県域を越えた広範な地域から作業等の受注量を確保するため、その取組実績がある法人のノウハウを活かし、その法人が、全国の共同受注窓口の取組事例を収集・整理するとともに、自らも各地の共同受注窓口を通じた全国的な受発注の推進支援を実施する。

- | | |
|---------------------|--|
| (5) 農福連携による障害者の就農促進 | |
|---------------------|--|

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ① 農福連携による障害者の就農促進プロジェクトの実施 | 3.4億円(2.8億円) |
|----------------------------|--------------|

農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。また、過疎地域における取組を支援する。

- | | |
|----------------------------------|--|
| ② 様々な産業と福祉との連携に向けた障害者就労のモデル事業の実施 | |
|----------------------------------|--|

17百万円(52百万円)

農業、林業、水産業に加え、環境や伝統工芸など、地域と関わりの深い様々な産業と

福祉の連携を推進する地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック（事例集・マニュアル）を作成するとともに関係者による〇福（マルフク）連携推進協議会を開催することにより、横展開を図る。

5 感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制の確保 14 億円

(1) 障害福祉サービス等提供体制の継続支援【新規】 12 億円

新型コロナウイルスの感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等が関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や工夫を通じて、必要なサービス等を継続して提供できるよう支援するとともに、都道府県において、緊急時に備え、職員の応援態勢やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制を構築する。

(2) 福祉施設における感染防止対策感染防止のための研修等【新規】 1.9 億円

障害福祉サービス事業所等の職員が医療的見地からの相談を受けられる窓口の設置、専門家による感染症対策や業務継続計画（BCP）作成に係る実地研修やセミナー等を行う。

6 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援

(1) 障害福祉サービスの再構築支援（復興） 1.5 億円（1.5 億円）

（略）

(2) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置（復興） 15 百万円（15 百万円）

（略）

(3) 被災地心のケア支援体制の整備（一部復興）

68 百万円（87 百万円）及び被災者支援総合交付金（125 億円）の内数

（略）

厚生労働省における各部局の予算案の概要は下記、厚生労働省ホームページにて公表されています。

【厚労省 HP】 <https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/21syokanyosan/gaiyou.html>

2. 【厚労省】令和2年度第三次補正予算案が閣議決定される

政府は、12月15日、令和2年度第三次補正予算案を閣議決定しました。本補正予算案では、一般会計において、①新型コロナウイルス感染症の拡大防止策（4兆3,581億円）、②ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現（11兆6,766億円）、③防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保（3兆1,414億円）の総額19兆1,761億円の追加歳出が計上されました。第一次、第二次補正予算を含む令和2年度の予算総額は、175兆円を超え、単年度の予算額では過去最大の規模になるということです。

政府の補正予算案のうち、厚生労働省全体では、4兆7,330億円が追加計上され（うち一般会計3兆8,010億円、労働保険特別会計1兆3,422億円）、このうち、障害保健福祉部では、下記のとおり、436億9,000万円が追加計上されました。

なお、「1 障害者支援施設等における個室化改修等支援事業」として30億円が計上されましたが、これは、第一次補正においてコロナ対策として計上した多床室の個室化に加えて、施設の小舎化や換気設備、簡易陰圧装置等の設置がメニューに加えられたものです。

また、「2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」に計上されている397億円

については、慰労金等を再支給するというものではなく、第二次補正での支給分に追加される財源となるものです。

《令和2年度 障害保健福祉部第三次補正予算案の概要》

1 障害者支援施設等における個室化改修等支援事業(社会福祉施設等施設整備費補助金)

30 億円

○障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修経費について補助する。

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害福祉サービス等分)

397 億円

○障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等を支える上で必要不可欠であることから、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供する体制を構築するための支援を実施する。

○新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した障害者施設・事業所に勤務し利用者と接する職員等に対し慰労金を支給する。

3 障害福祉システムの標準化に向けた標準仕様書作成等業務委託事業

1.5 億円

○今般の新型コロナ感染症対策対応において、国や地方自治体の情報システム業務や業務プロセスが異なり、地域・組織間で横断的にデータも十分に活用できない等、システム面での様々な課題が明らかになった。このため、国、地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を推進する必要がある。

○各自治体における障害福祉関係の業務プロセスやシステム標準化を行うため、障害福祉関係業務のシステム標準化を行うに当たっての課題や留意点等を踏まえつつ、各自治体やシステムベンダーの意見照会等を実施し、各種意見を反映の上、標準的な仕様書を作成する。

4 医療的ケア児等医療情報共有システム改修事業

2.2 億円

○医療的ケアが必要な児童等(以下「医療的ケア児等」という。)が新型コロナウイルスに感染した場合を含む救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

○医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」(MEIS)について、医療的ケア児等の家族及び医師の双方にとって使いやすいシステムとするための改修を行う。

※ MEIS : Medical Emergency Information Share の略称

○具体的には、新型コロナウイルスに感染した場合の搬送時に、医師が確認する救急サマリーとして必要な項目の入力を行いやすくするなどして、入力される医療情報の充実が図られるようにする。

5 障害福祉分野の ICT 導入モデル事業

3.3 億円

○新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、また障害福祉分野における ICT 活用による生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等における ICT 導入に係るモデル事業を実施し、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

- ICT 機器の活用による濃厚接触の予防など新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、あわせて生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等における ICT 導入に係る経費を助成する。
- モデル事業所においては、事業開始前に ICT 導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加し、ICT 導入による感染拡大防止や生産性向上の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

6 障害福祉分野におけるロボット等導入支援 2.9 億円

- 障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、新型コロナウイルスの感染拡大防止や労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。
- 障害者支援施設等が介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るためにロボット等を導入するための費用について財政支援を実施する。

厚生労働省における令和2年度第三次補正予算案の概要は下記、厚生労働省ホームページにて公表されています。

【厚労省 HP】 <https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/03index.html>

**3. 【厚労省】第23回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される
～令和3年度報酬改定の基本的な方向性が承認される～**

12月11日に第23回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（オンライン会議）が開催され、横断的事項（福祉・介護職員等特定処遇改善加算、ハラスメント対策）について、論点と検討の方向性が示されるとともに、令和3年度報酬改定の基本的な方向性（案）が示されました。

これは、本年2月より、17回にわたって開催された検討チームでの議論を踏まえ、取りまとめられたもので、第23回検討チームにおいて方向性が承認されました。令和3年度報酬改定の基本的な方向性および就労支援にかかる見直しの方向性は、次のとおりです。

報酬改定の基本的な方向性

<報酬改定における主要事項>

- 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
- 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応
- 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
- 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- 5 感染症や災害への対応力の強化等
- 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

今後の報酬改定のスケジュールについては、令和2年12月中に令和3年度政府予算編成が行われた後、令和3年2月に令和3年度障害福祉サービス等報酬改定案の取りまとめ（報酬単価等の提示）、3月に関係告示の改正、通知等の発出が行われ、4月から改定後の障害福祉

サービス等報酬が適用される予定です。

当日資料は、下記厚労省ホームページをご確認ください。

【厚労省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15410.html

※第23回報酬改定検討チームにて承認された「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」はこちらに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15448.html

4. 【厚労省】社会保障審議会 障害者部会（第104回）が開催される ～令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性（案） について協議～

12月11日に第104回社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村 康平慶應義塾大学教授）が開催されました。

当日は、厚生労働省より、同日午前で開催された第23回障害福祉サービス等報酬改定検討チームで提案された令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性（案）について報告が行われ、その後、意見交換が行われました。

当日資料は、下記ホームページをご確認ください。

【厚労省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00025.html

5. 【厚労省】第3回障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会および 第1～3WGが開催される

12月11日に第3回障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会（部会長：駒村 康平慶應義塾大学教授）が開催されました。

当日は、障害者雇用・福祉の連携強化に向けて必要な取り組み等について6関係団体からのヒアリングが実施されました。

また、検討会での議論を円滑に進めるため、3つのワーキンググループ(WG)が設置され、第1回目が12月より開始されました。

(第1WG) 障害者の就労能力等の評価の在り方について（12月21日開催）

(第2WG) 障害者就労を支える人材の育成・確保について（12月22日開催）

(第3WG) 障害者の就労支援体系の在り方について（12月25日開催）

各WGでは、それぞれのテーマに対する現状・課題や論点について委員から意見出しが行われました。

今後、令和2年度内に4回程度開催され、各テーマの論点について協議を進めて、検討会に議論を戻し、検討会ではヒアリング等で出された意見やWGで整理された論点にそって意見交換を行い、令和3年6月頃を目途に報告書を取りまとめることが予定されています。

検討会およびワーキンググループの資料等は、下記厚労省ホームページをご確認ください。

【厚労省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14599.html

6. 【厚労省】障害福祉施設及び事業所の職員のメンタルヘルス相談窓口等の設置

厚生労働省は、12月21日から令和2年度第二次補正予算における「障害福祉分野における効果的な感染防止等の取組支援事業」の一つとして、下記のとおり障害福祉施設及び事業所の職員を対象としたメンタルヘルス相談窓口等を設置いたしました。

①ポータルサイト「新型コロナ障害のある人共に歩む人」の開設

本サイトは、障害福祉施設等で働く方のメンタルヘルス、心配ごとなどについて、役立つ情報や相談窓口を設けています。

URL：<https://cdcwf.jp/>

QRコード：



②障害福祉施設及び事業所の職員を対象としたメンタルヘルス相談窓口

メンタルヘルスに関する基礎知識や一般的な感染症予防の案内、メンタルヘルス維持にあたっての疑問等に対する受付・回答を行います。

開設期間	令和2年12月21日14:00～令和3年3月22日20:00
電話相談	受付時間：平日（月～金）14:00～20:00 ※土日祝日、年末年始は12/29～1/3はなし 電話番号：0120-574-608
メール相談	24時間受付 ポータルサイトの相談フォームより受付 https://cdcwf.jp/mail

③障害福祉施設及び事業所の職員、管理者等を対象とした研修

障害福祉施設及び事業所の職員、管理者等を対象に、コロナ対応における職員の心理的反応とその支援等に関する研修を行います。

日時	令和3年1月24日（日）13:00～15:00
場所	オンライン（Zoom）で実施
研修内容	コロナ対応における職員の心理的反応および支援方法

※申し込みは、ポータルサイトの申し込みフォームから

※研修動画については後日、ポータルサイトに掲載予定

7. 【厚労省】障害福祉サービス・事業所職員のための感染対策マニュアルを公表

厚生労働省は、12月25日に事務連絡を発出し、「障害福祉サービス・事業所職員のための感染対策マニュアル」を公表しました。

新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえて組まれた令和2年度補正予算では、障害福祉分野における効果的な感染防止等の取組支援事業として、障害福祉サービスの現場における感

染対策に関するマニュアルの作成が掲げられています。このたび公表されたマニュアルには、入所系、通所系、訪問系の各サービス別に、施設・事業所職員に必要な感染症の知識や対応方法等が示されています。

詳細につきましては、下記厚労省ホームページをご確認ください。

【厚労省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

II. その他の関連情報

1. 【全社協】令和2年度障害者虐待防止リーダー職員研修会の開催

全社協では、令和2年度障害者虐待防止リーダー研修会（オンライン）を令和3年2月8日から配信いたします。

障害者虐待に関する市区町村等への相談・通報件数、虐待判断件数が増加傾向にあるなか、障害者福祉施設等における取り組みの強化を図るため、本年10月に「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」が改訂され、障害を理由とする差別の禁止ならびに一人ひとりの人権の尊重を目指した社会づくりが推進されています。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大による影響下にあっても、各障害者福祉施設では、虐待防止に留意しながら利用者の権利を尊重した支援を継続しています。

全社協では、障害者支援施設・事業所、厚生関係施設等における虐待防止・権利擁護の理念徹底と具体的な取り組みを推進するために、その要となるリーダー職員に向けて、日常業務のなかで虐待を生まない支援・体制のあり方等について学ぶことを目的に、本研修会を開催（録画配信）します。

詳細や申込方法等については、以下のホームページにてご確認ください。多くの会員施設の皆様のご参加をお願いいたします。

【名鉄観光 HP】 <http://www.mwt-mice.com/events/gb20210208>

【全社協 HP】 https://www.shakyo.or.jp/news/20201225_gyakutaiboushi.pdf

令和2年度障害者虐待防止リーダー職員研修会

- 日時：プログラム①② 令和3年2月8日（月）～2月19日（金）
プログラム③ 令和3年3月3日（水）～3月12日（金）
- 開催方法：オンデマンド配信（録画配信）
- 定員：200 施設・事業所
- 参加費：10,000 円（1 施設・事業所あたり）
- 参加対象：障害者支援施設・事業所、厚生関係施設等における、虐待防止のためのリーダーとなる者及びそれに準ずる者
- 申込締切：令和3年1月15日（金）
- プログラム①：行政説明「新しい障害者虐待防止の手引きが求めるもの」
講師/厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室
虐待防止専門官 片桐 公彦 氏

基調説明「障害者福祉施設等における虐待防止（現場の視点から）」

講師/太白ありのまま舎 施設長 白江 浩 氏

(全国身体障害者施設協議会 副会長)

プログラム②：実践報告「コロナ禍における権利擁護・虐待防止に向けた取り組み」

振り返り 出演者/片桐 公彦 氏、白江 浩 氏 他

プログラム③：質問への回答（プログラム①及び②への質問にお答えします）

2.【全社協・中央福祉学院】社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集のご案内

全社協・中央福祉学院では、民間社会福祉事業の現場に勤務している職員が、社会福祉主事資格を取得するための通信課程の受講者を募集しています（公務員課程は別途3月に募集開始予定）。

福祉職員の基礎的な資格として、高齢も、障害も、保育も、事務職も、分野を問わず多くの福祉施設で準用されており、社会福祉の職場で働く方には、ぜひ学んでほしい基礎的な資格です。皆さまからのお申込みを心よりお待ちしております。

中央福祉学院の課程の特徴

- ・通信課程だから働きながら受講できます
- ・10～70代と幅広い年代の方に受講いただいています
- ・毎年全国から約4,000名の方に受講いただいています
- ・修了率は90%以上。修了者の満足度95%。

本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設（本学院では9か月間）への入学資格を得ることができ、社会福祉士への近道となります。

※相談支援専門員、障害分野のサービス管理責任者の実務経験年数短縮にも活用可能です。詳しくは中央福祉学院ホームページより『受講案内』をご覧ください。

概要

- ◆受講期間 : 2021年4月～2022年3月（1年間）
- ◆学習内容 : 自宅学習による答案作成（16科目）、スクーリング（5日間）
※集合研修につきましては、コロナウイルスの状況により内容が変更となる可能性があります。
- ◆受講料 : 89,000円（消費税等込。テキスト・教材費、スクーリング授業料含む）
- ◆申込締切 : 2021年1月31日（定員に満たない場合は申込期限を延長します。詳しくはホームページをご確認ください）
- ◆詳細・申込 : 中央福祉学院ホームページ
<https://www.gakuin.gr.jp/training/course295.html>
- ◆問合せ : 中央福祉学院 TEL : 046 - 858 - 1355

3. 【全社協・中央福祉学院】社会福祉施設長資格認定講習課程 受講者募集のご案内

全社協・中央福祉学院では、社会福祉施設の長（以下、「施設長」という）として必要な要件を満たしていない者が、施設長として必要な資格要件を取得するための通信課程の受講者を募集しています。

施設長となるうえでの最初の資格として、高齢・障害・保育等分野を問わず、社会福祉施設・事業所の長として業務に従事するうえでの幅広い知識や視点を学ぶことができます。

皆さまからのお申込みを心よりお待ちしております。

※社会福祉施設長の資格要件については、自治体ごとに基準が異なる場合がありますので、中央福祉学院ではなく、必要に応じて各都道府県・指定都市・中核市の社会福祉研修主管部（局）に照会ください。

中央福祉学院の課程の特徴

- ・通信課程だから働きながら受講できます
- ・毎年全国から約1,000名の方に受講いただいています
- ・全国の施設長とのつながりづくりもできます

概要

- ◆受講期間 : 2021年4月～2022年3月（1年間）
- ◆学習内容 : 自宅学習による答案作成（16科目）、スクーリング（5日間）
※スクーリングにつきましては、コロナウイルスの状況により内容が変更となる可能性があります。
- ◆受講料 : 72,300円（消費税等込。テキスト・教材費、集合研修授業料含む）
- ◆申込締切 : 2021年4月9日
- ◆詳細・申込 : 中央福祉学院ホームページ
<https://www.gakuin.gr.jp/training/course301.html>
- ◆問合せ : 中央福祉学院 TEL : 046 - 858 - 1355

※前年度までは都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主幹部（局）にて申込取りまとめを行っていましたが、今年度より12月～2月中は中央福祉学院にて直接お申込みを受付いたします。（3月以降は各都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主幹部（局）でもお申込みを受付けます。）

4. 【セルフ協】「#SELP チャレンジ with コロナ ～未来に向けた SELP の挑戦！～」 新規事例を掲載

セルフ協では、ホームページに特設コーナー「#SELP チャレンジ with コロナ」を設け、会員施設・事業所における感染対策の工夫や試行的な生産活動による取り組み等の事例動画（#SELP チャレンジムービーなど）を紹介しています。この度、新たに取り組み事例を1件追加掲載いたしました。#SELP チャレンジムービーとあわせて、ぜひご覧ください。

#SELPチャレンジ with コロナ

～未来に向けたSELPの挑戦！～

《今回、新たに掲載した取り組み事例はこちらの1件！》

- 福島県・わーくる矢吹 「コロナ禍を活用した布マスク・防護予防衣などの製造」

《#SELP チャレンジムービー》

第1弾「移動スーパーで築き上げる地域との新たなコミュニティづくり」

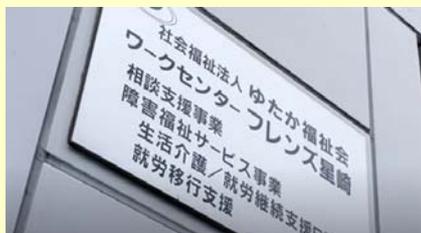
社会福祉法人佛子園・日本海倶楽部（石川県・能登町）



〔URL〕 <https://youtu.be/pKUnhekifM>

第2弾「平均工賃5万2,000円！作業現場カイゼンの秘訣」

社会福祉法人ゆたか福祉会・ワークセンターフレンズ星崎（愛知県・名古屋市）



〔URL〕 <https://youtu.be/T51R0Uxg6ns>

第3弾「コロナ禍のピンチをチャンスに！椎茸からキクラゲ栽培へ拡大～スピード感のある決断と挑戦」

社会福祉法人睦会・石上の園（岩手県・遠野市）



〔URL〕 <https://youtu.be/BhDyyImFzpw>

【全国セルフ協 HP】 <https://www.selp.or.jp/challenge/index.html>

※スマートフォンからは、こちらのQRコードでアクセスできます！

